

郡山市図書館協議会議事録

令和2年度 第2回

日 時	令和2年11月13日（金）		
場 所	郡山市中央図書館3階研修室1		
出席者	委員	15名中10名	計20名
	事務局	館長以下10名	

議題

・館長挨拶

議事

(1) 事業報告について

- ・7月～10月までに開催した事業報告
- ・11月以降の予定
- ・電子書籍の拡充について
- ・国立国会図書館レファレンス協同データベースへの参加
- ・非接触型検温器の導入について

資料により事務局から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施したうえで実施した旨説明の後、質疑応答。

委員A: 私は、国立国会図書館レファレンス協同データベースにおいて、「レファレンス協同データベースサポーター」を務めている。
郡山市図書館の参加を歓迎する。

(2) 市立図書館・学校図書館・大学図書館の連携について

資料により事務局から読書バリアフリー法の一環であり主として視覚障がい者向けサービスの向上が趣旨であること、結論を求めるものではないことを説明の後、質疑応答。

議長: 結論を求めるものではなく、今後の進め方、参考意見、各自の立場での読書バリアフリーに対する考え方を忌憚なく発言してほしい。まずは事務局からの説明に対する質問から願う。

委員B: ①郡山市図書館と、市内3大学の図書館との相互貸出について
②郡山市図書館における点字図書・大活字図書の有無

サービス係長: ①大学の図書館の利用については「大学図書館共通利用カード」で対応。市内だけでなく県内の大学で使用可能。
②点字図書は広報こおりやま、議会議事録と一部の児童書のみで、福島市の福島県点字図書館を案内して対応。

委員C: 市内の学校図書館には点字図書はほぼ無い。あったとしてもサンプル程度。障がいをもつ児童生徒には「デジタル教科書」（電子図書化した教科書）で対応。

委員A: 大学図書館共通利用カードについては、「福島県内大学図書館共通利用カード相互利用協定」が根拠になっており、大学図書館の蔵書の利用カードを公立図書館で発行する仕組みになっている。
過去に、大学側から市図書館へ貸与したことがあるが、市図書館からは断られたことがあった。片務的にならないようにしてほしい。

委員D: 大学図書館の蔵書の中にも、絶版本、貴重本で館外持出禁止で教員すら借りられない本がある。その場合はページ指定の複写で対応している。貸出できない場合、せめて複写で対応してほしい。

委員E: いろいろな制度があっても、本当に必要な人に必要な制度が告知されていなければ、ガワがあっても中身がないことになる。「制度ができました、じゃあどうなの？」ということになる。丁寧な対応で有効活用することが必要。

委員F: 仕事の関係で視覚障がい者を支援する団体を訪ねた。そこでは町の広報や雑誌等を定期的に音声に録音し、市内の視覚障がい者に届けている。こうした資料を図書館で作ることができれば利用につながると思う。

館長: F委員の言うような取組は現在市図書館では実施していない。点字図書館を障がい者自身が直接利用。市図書館でできるようにするのは今後の課題。

サービス係長: 点字図書については、音声読上のためには専用の機械が必要である等のハード面の制約もある。
学校司書研修会において、学校図書館にない本を利用する際に市図書館の「団体利用登録」を勧めた。
学校単位の団体登録だけでなく、学年・学級単位でも個人登録を申込できる。

委員C: 学校には規模にもよるが大量のタブレット端末がある。これを利用して導入が進められている市の電子書籍を利用できるとよい。

サービス係長: 電子書籍の利用契約が個人の利用となっているので、今後の課題だが、学級単位での個人利用カード登録で生徒一人一人に利用させることができる。

議長: 県立図書館等の連携については？

サービス係長: 相互貸借で対応。県立にない場合、北日本の図書館であれば送料片道負担で借りることができる。そこにもない場合は国会図書館から。送料は図書館が負担。

司書: 県立図書館の蔵書については郡山市図書館で検索できるほか、あらかじめ蔵書を調べたうえで申し込みする利用者もいる。

委員C: 利用実績は？

サービス係長: 借受347点、貸出117件

議長: 連携の可能性として公立図書館・大学図書館・地域でかかわっている人々にとっての可能性や、連携に関してのネック、条件等についての話を。

館長: 市内に外国人、特に留学生が増え3,000人程度いるが、彼らに対する情報提供や日本語習得に関して委員の皆さんが実践していることや提案を聞きたい。

委員D: 外国人の中で最多は専門学校生でベトナム人・中国人中心。日大工学部は30~40人程度と少数だが多国籍。日大工学部は技術系で日本語での授業を前提としているが、大学図書館に英語の書籍が数万冊あり、研究室で借りているものだけで300冊ある。市の図書館も日本語の次は英語であり、また日本語ジャーナル等の英語と日本語を比較できる書籍もあり、基本的に英語圏出身者や英語の読み書きができる者には不自由は少ない。東京の有名私大の図書館ではより充実している。それ以外の外国人はルビを振った資料が役に立っている。

議長: 専門学校生は技術を習得し、その後就職したいと考えているが、専門学校で習得した日本語レベルの維持でそれ以上に高めるにはどうすればいいのか?

委員D: たくさん本を読む、会話する、雑誌や技術系の本で用語を覚えるなど本人の努力次第。
図書館にこんなに本があるんですよ、という状態になっていけばよいが、そうでなければ自分で買うしかない。

議長: 図書館等情報を与える側としては日本語と対比できるリスニング等の学習補助具があるとよい。

委員D: そういうツールは日本語に関しては多い。オーディオ、ミュージックツールがあると耳からの学問は上がってくる。

議長: 授業を聞くとぼかんとしている生徒がいるが、資料をすべてルビ付きにするのは大変である。

委員D: タブレット端末が高性能化し、録音と同時に即座に翻訳文になる。ある程度まで参考になる資料は出来る。

委員D: 3,000人に対するアカデミックな支援といっても個人差は大きい。英語圏出身者であれば大学や奨学金の情報をウェブサイトで調べる。また、非漢字圏出身者はルビがないと漢字の読みを辞書で調べられないので、非漢字圏の出身者にとってはルビが重要となってくる。

専門学校生以外で2番目に多い外国人は日本人の配偶者で、中韓及びフィリピン出身者が多い。留学生の問題はわかるが、それ以外の人と図書館の連携については私は分からない。

議長: その他の意見を。

委員G: 視覚障がい者が来館した場合の対応及び、視覚障がい者の利用状況を知りたい。

司書: 利用統計はとっていないが、視覚障がい者に限り、通常2点までの視聴覚資料を5点まで貸し出す特例を設けている。

委員G: デジタル化した資料の送付で対応しているものかと思っていた。図書館の施設面のバリアフリー、(エレベーターへの誘導や館内用車いすの設置)、今後再整備される駐車場との関係についても伺いたい。

館長: 障がい者の利用に対しての統計及びバリアフリー化はされていないのが現状である。

駐車場については現時点で未定。

電子書籍はスマホ、タブレットで文字を拡大できる点、ダウンロードできる点がメリット。

段差、スロープの改善として以前指摘された3階非常口の段差解消を改善することを検討。

今後とも気づいた点は指摘、意見を求めていきたい。

委員A: 対面朗読は実施していないのか? また点訳ボランティアは実施しているか?

館長: 実施していない。

委員I: 司書から説明のあった、視覚障がい者に対する視聴覚資料貸出特例を利用している知人がおり、好評である。

議長: 元々郡山市中央図書館には対面朗読室・録音室があったが、使われなくなった。利用する、しないではなく、全て準備して使えるようにすることが必要で差別撤廃、読書バリアフリー法にもつながる。皆さんの意見をなるべく聞きながら私たちが協力できることがあればそれをまとめていきたい。

その他

・事務連絡

館長: 今年度は本来定例会4回開催予定のところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回となり、次回が最終回。また今期の最終回でもあるので、次回が皆さんと顔を合わせる最後の機会となる。

閉会

次回予定 2021年2月